

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める要望意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金よりも約10万円も低い状況です。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人も多く、辞めたい理由も「賃金が安い」、「仕事が忙しすぎる」、「体力が続かない」という意見が多数聞かれております。「十分なサービスができていない」と話す介護事業所も多く、その理由として人員が少なく業務が過密という実態があるのが現状です。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。

以上の実態を踏まえ、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月12日

大空町議会議長 近藤 哲雄

〔提出先〕

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、
総務大臣